

種智院大学

平成 19 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 20 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、種智院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

認定期間は、平成 19(2007)年 4 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

建学の精神・大学基本理念及び使命・目的は、大学の原点となる教育機関を開いた宗祖弘法大師の精神に基づき学則に定められており、大学の使命・目的についても学則条文に基づいて定められている。それらの内容は、各種刊行物や法人ホームページなどにより公表され、また、各種大学行事や活動を通じて学内外に周知することに努めている。

教育研究の基本的な組織として、建学の精神に基づいて仏教学部の下に仏教学科と社会福祉学科を置いている。附属機関として図書館・学術情報センター及び附置研究所として密教資料研究所が設置されている。基礎教育課程により幅広い教養教育を行うとともに、学内意思決定機関として、教授会の下に各種部会、会議、委員会が設置編成されている。

建学の精神に基づいた教育目的は、人間学としての仏教学の探求を目的とする仏教学科と、仏教の教えに根ざす社会的実践を目的とした社会福祉学科の教育課程に反映されている。

基礎科目と関連科目による基礎教育課程を設置することで、特色ある教養教育が行われ、また、段階的な専門教育が設定されるなど、体系的な教育課程が適切に編成されている。

アドミッションポリシーは、建学の精神に基づき「ひと・こころ・いのち」という言葉に象徴されるが、具体的解説が望まれる。学習支援体制は、履修指導やオフィスアワーなどがあり、学生サービス体制は、学生部と学生課の連携協力で行われている。進路支援体制では、キャリア教育、就職支援の強化など、支援体制の充実が課題となっている。

専任教員は大学設置基準に基づく教員数を、仏教学科、社会福祉学科及び基礎教育課程の区分を基に適切に配置している。教員の採用・昇任の方針は、諸規程に基づいて定められている。教員の教育担当時間は概ね適切であり、教育研究活動支援体制も整備され、また、教育研究活動の活性化のための研究費及び研究成果発表の場は確保されている。

職員は、法人、大学、関連教育機関の関係の中で、事務組織に関わる諸規則に基づき、適切に運営されている。職員の研修は、制度化されていないが定期的に実施されている。教育研究支援の事務体制は、兼務体制として予定されている組織改編の成果に期待する。

管理運営体制は、理事会及び評議員会が定期的に開催され、学園運営協議会、部長会、各種委員会などの各組織体制が整備されている。管理部門と教学部門の連携は、学園運営

協議会の開催により行われ、自己点検・評価活動を定期的に実施して公表に努めている。

財政基盤は、法人全体として安定した財務内容であるが、大学単独の財務内容では一層の改善努力が望まれる。会計処理は規程に基づき適切に行われており、財務情報は適切に公開されている。外部資金の導入は、寄附金に加えて宗教系法人による大学の特性を生かした収益が図られている。

校地及び校舎面積は、大学設置基準を満たしている。教育研究目的を達成するための施設設備は、適切に整備され、運営されている。また、バリアフリー対策、喫煙場所限定、校内緑化など、快適なアメニティとしての教育研究環境の整備・維持保全に努めている。

大学の歴史的・文化的基盤を背景に、特色ある公開講座を開講し、人的資源を社会に提供している。「(財) 大学コンソーシアム京都」に加盟し、加盟校間の連携や社会人の生涯学習支援を積極的に行っており、また、地域社会との連携協力関係が構築されている。

組織倫理は、「就業規則」を基本に諸規程も制定されている。危機管理の基本的体制は整備されているが、更に作成予定の「危機管理マニュアル」の実現に期待したい。また、各種の定期的刊行物と学内研究発表会などを通じて、教育研究成果発表を行っている。

総じて、特色ある大学の建学の精神を原点として、教育研究に関わる組織と運営において、大学の独自性が十分に發揮されていると評価できる。しかし、学科新設や学部・学科の名称変更などに伴い、建学の精神に基づく大学の基本理念や教育目標について、改めて点検することが求められている。特に指摘すべき改善を要する点は見当たらなかったが、参考意見は、教育研究の質の改善と向上及び発展を図るために、参考とされたい。

III 基準ごとの評価結果

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神・大学の基本理念は、大学学則第 1 条において定められている。特に、建学の精神に関わるものとして、大学の原点となる綜藝種智院を開いた宗祖弘法大師の精神に基づいていることを同学則条文の中で定めている。更に、弘法大師の精神の具体的な内容として、綜藝種智院設立趣意書としての『綜藝種智院式序』に著された 4 項目（教育にふさわしい環境の整備、教育の機会均等、総合的教育の実施、学生に対する給費制度）を掲げており、建学の精神・大学の基本理念は明確に示されていると認められる。また、使命・目的についても、学則条文に基づいて示されている。それらの内容はさまざまな刊行物（大学案内、種智院大学宗教部ガイドなど）や学校法人真言宗京都学園ホームページなどにより公表され、また各種の宗教行事や活動を通じて学内外に周知することに努めている。

【参考意見】

- ・仏教学科に加えて社会福祉学科が開設されたことにより、その対象とする学生の範囲が拡大されたため、大学の使命・目的について、改めて点検し、検討することが望まれる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究の基本的な組織は、仏教学部の下に建学の精神に基づく仏教学科と、その思想の社会的実践を目指した社会福祉学科の 1 学部 2 学科で構成されている。更に、附属機関として、図書館・学術情報センター、及び密教資料研究所が設置されており、これらが全体として、仏教思想に基づき適切に関連性を保って機能している。

平成 12(2000)年度よりリベラルアーツの重要性を認識し「基礎教育課程」を設けていることは、現在の日本の大学教育では希少価値があり、また、同課程において、少人数制で自ら問題を見つけ解決させる課題解決能力開発型の授業を進めていることは、高く評価できる。

教授会、各種部会・委員会、及び部長会を設置し種々の課題について審議するなど、学内の意思決定機関が整備され、相互に機能している。

【優れた点】

- ・平成 12(2000)年度から基礎教育課程を設定、教養教育を重視し、「基礎教育課程会議」を開催して教育上の問題を討議するなどは、特色ある取組みであり、評価できる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神である宗祖の精神を踏まえ、社会の要請などに基づき、学部名称変更など柔軟な対応がされており、基礎教育課程を設けるなど教育課程編成にも工夫がなされている。基礎教育課程の組織・運営は、かつて多くの大学に設置されていた「教養部」に類似するものとして独特であり、教養教育への配慮も十分になされている。教育課程は体系的に編成され、基礎教育科目、専門科目のほかに、関連科目、特別科目、自由選択科目の配置により多面的な履修が可能になっている。また、1 年次からの段階的履修、専門科目と教養科目とのくさび形カリキュラムが実施されており、単位修得、卒業要件も適切に運用されている。演習・講読は 20 人以下の少人数で実施され、教員からの一方的な授業にならないよう配慮した双方向授業を目指している。仏教学科の講義科目は幅広く網羅され、宗派に配慮した科目も開設されている。更に、卒業論文を重視して、学生全員に中間発表を義務化している。

務づけ、学習効果を高める工夫がなされている。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

学生のアドミッションポリシーは、建学の精神に基づき「ひと・こころ・いのち」と明示されている。具体的には「利他行」「慈悲」の精神に通じる資質を持つ学生となっているが、わかりやすい解説が求められる。入学試験は多様化しており、社会人に対してユニークな長期履修学生の制度を設定するなど、少子化が進む動向への対応に努めている。また、編入学定員を設置し、離学者対策に努め、障害のある学生を支援していることなど、大学の使命・目的及び学習者の要求に対する適切な対応に努力している。

学生生活を経済的に支援するためのユニークな授業料減免制度や各種奨学金制度を整備している。また、教授会の下に設置されている学生部が事務組織の学生課と連携協力して厚生補導に取組んでいる。

学生サービスとして学生生活アドバイザーやカウンセリング室、ランチアワーなどを設置し、また、「目安箱」を設置するなどにより学生の意見を汲み上げ、サービス改善に努めている。

卒業率の低さや寺院関係以外への就職支援の遅れ、社会福祉士国家試験受験対策については、各種の講座を開催するなどの改善策を講じ、近い将来解決すべく鋭意努力している。進路支援体制については学内支援体制の充実に努めている。

【参考意見】

- ・就職支援体制については、求人情報の収集・提供体制、就職意識の高揚、キャリア教育、インターンシップ制度など、今後の学内の支援体制の充実を期待する。

基準5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

教育組織として必要な教員を確保し、配置するとともに相当数の経験豊富な教員による教育課程の運営に努めている。教員総数及び学部教員数に占める教授人数は、設置基準を満たしており、専任教員の年齢構成も比較的バランスが取れている。教員の採用については、「教育職員選考規程」「特任教員規程」などにより人事選考方針が明確化されており、「任期制助手」の規程も適切に定められている。専任教員の平均担当コマ数は適切なレベルにある。実技系科目では、授業指導を徹底させるためにすべての授業にTA（Teaching

Assistant)などを配置している。教員の資格審査に当たっては研究論文だけでなく仏教美術・書道、絵画制作・個展、行政機関における実務経験、福祉施設における現場指導経験などの実践面での業績を重視し総合的に審査を行っている。また、年度初めには研究計画を含めた申請書、年度末には「研究成果報告書」を提出させ、「自己点検・評価報告書」と2年分の「教育・研究年報」も作成しており、教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされている。

【参考意見】

- ・FD(Faculty Development)活動は、委員会を組織して取組みをはじめているが、速やかにその活動を実施し、継続的に推進することが望まれる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

日常的な業務遂行に必要な事務組織体制は、整えられている。採用・昇任・異動については就業規則及び任用規程に基づき、運用されている。新キャンパス移転後、課長制度を導入し、事務分掌を細分化した弊害や、環境の変化へ対応のため専任事務職員が複数職務を担当し、十分に対応できていない業務を推進できるよう組織改変を予定している。組織規模から職能別、階層別の集合研修は難しいので、制度として整備されていないが、原則年1回時機を得たテーマで、学長はじめ大学や学校法人の幹部職員、また教員による研修を実施している。その他、関係諸団体主催の集合研修に参加し、大学独自で企画・実施できない分野について補完している。更に、減点方式の勤務評定（人事考課）からSD(Staff Development)に資するように十分な効果の期待できる評価制度を目指し、規程改正を検討している。更に、事務組織の改変に伴い、担当制を導入することで、教育・研究支援業務により集中できる体制に改めることも検討している。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

理事会・評議員会が定期的に開催されるほか、「学園運営協議会」「大学部長会」「学長選考委員会」、学生部、宗教部などの「専門部」及び専門委員会などの会議体を設置して管理運営を行うことにより管理部門と教学部門との連携協力が確保されるなど管理運営体制は機能していると認められる。

自己点検評価は、学内規程に基づき委員会を組織して、定期的に実施している。また、

自己点検・評価報告書、授業評価アンケート実施報告書は、非常勤講師を含めて教職員全員に配付し、問題点の共有化を図っている。更に、「自己点検・評価報告書」は、理事、評議員及び同窓会役員などにも配付するとともに、図書館・学術情報センターなどで閲覧に供して公表に努め、大学の運営に反映させるために努めていることは評価できる。

基準8. 財務

【判定】

基準8を満たしている。

【判定理由】

法人全体としては帰属収支差額及び消費収支差額とも収入超過となっており、安定した財務内容である。しかし、大学だけを見ると帰属収支差額は収入超過だが消費収支差額は支出超過となっている。今後は、他部門に依存した財務体質から脱却するためにも、大学自体として消費収支の均衡を図る経営的努力が望まれる。収支予算の編成及び予算の執行については、学内規程に基づき諸手続を経て適正に処理されている。財務情報の公開については、ホームページに事業報告書、財務諸表を公開しており、ステークホルダーからの請求に応じて閲覧を認めている。更に、大学広報誌などで解説を加え、よりわかりやすい財務情報の提供を予定している。外部資金としては、関係宗教法人から毎年使途指定のない一般寄附金が主なものであるが、経常的な収入が見込まれることは貴重な原資であり、一定の範囲で教育研究の充実に寄与しているといえる。この他、地方公共団体などが行う行政計画（地域福祉計画・障害者福祉計画など）を策定等の受託事業を行っている。

基準9. 教育研究環境

【判定】

基準9を満たしている。

【判定理由】

校地及び校舎の面積ともに大学設置基準の必要条件を満たしている。また、講義室、各種の実習室、図書館・学術情報センター、体育館、福利厚生施設、密教資料研究所など教育研究の目的を達成するために、必要なキャンパスとしての整備を行うとともに、「重点整備資料費」の措置による収蔵図書の充実、校内の喫煙場所の限定、学生談話室の確保、校舎及び通学路のバリアフリー化、構内の植樹などに努めており、学生生活に必要な教育研究環境の整備に取組んでいると認められる。

施設設備の安全管理は法令に基づいた保守点検の実施、定期的な構内清掃などの実施に努めるとともに警備会社に接続している機械警備と併せて警備員を24時間常駐させるなどして安全性の確保に努め、快適なアメニティとしての教育研究環境の維持保全に取組んでいると認められる。

【優れた点】

- ・図書館・学術情報センターの閲覧室に拡大読書機を設置して視覚障害のある者に提供し活用されていることは評価できる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学の教育研究成果を広く社会に提供するため、建学の精神や大学の使命に基づいた特色あるリフレッシュ教育を開講している。なお、一部の講座では、多数の聴講生を集め、結果として大学の財政にも寄与している。大学公開講座として仏画展を含む各種の講座を開くとともに、学生対象の人権研修、宗教行事の記念講演を市民に公開している。公開講座の開催にあわせ、地元新聞に折込み広告をするなど周知に努めている。また、関係宗教法人が別途設置している各種学院に多くの教員が非常勤講師として参加しており、将来は単位互換も視野に入れている。「(財) 大学コンソーシアム京都」に加盟し、単位互換や社会人向け科目を開講している。伏見区からの協力要請により、同区住民を対象とした生涯学習の一環として、いわゆる「伏見学」をテーマにした公開講座の開講について検討している。

【優れた点】

- ・卒業生向けのリフレッシュ教育として、卒業生で灌頂（かんじょう）を受けた者や現職の真言宗寺院の僧侶などを対象として、仏教学科の専門科目「密教講伝」を集中講義で開講し、広く案内することで多くの聴講生を集めていることは評価できる。
- ・弘法大師降誕会では、学生が地域の高齢者福祉施設で読経するなど、好評ある年中行事として定着している点は評価できる。
- ・冷房設備のない府立高校の夏季補習の際、大学の教室を提供していることは評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

就業規則において組織倫理の基本を定めるとともに、教育機関として社会的責務を果たすべく、必要な学内諸規程を整備し、セクシュアル・ハラスメントの防止宣言のパンフレット及び個人情報保護に関するガイドブックを教職員、学生に配付して啓発活動を行うなど組織倫理への取組みは概ね適切に実施されていると認められる。

火災、自然災害、防犯などの危機管理は、学内の関係者及び学外の関係機関と連携協力

する体制が整備され、適切に機能する態勢となっている。

教員の教育・研究成果は、科学技術振興機構の「Read」の活用、研究紀要、学会研究雑誌及び教育研究年報の定期的な発行、学内研究発表会、公開講座及び学生仏画展を通して学内外に組織的に公表する体制を整備し、適切に取組んでいる。